

訪問介護員養成研修 2 級課程の受講料助成事業 のご案内

世田谷区では、平成 21 年度より介護人材の養成・確保を支援するため「訪問介護員養成研修 2 級課程の受講料助成事業」を実施します。

【事業概要】

◆助成対象者◆

資格取得日に 65 歳未満で、次の要件を満たす方

- ① 平成 21 年 4 月 1 日以降に訪問介護員養成研修（2 級課程）を修了し、修了後概ね 3 ヶ月以内に世田谷区内の福祉施設や介護サービス事業所に就労している方
- ② 研修修了後、就労した施設等で 3 ヶ月以上継続就労している方
登録ヘルパーについては、3 ヶ月以上の登録で従事時間が 90 時間を越えていること



◆助成金額◆

実費額（受講料、テキスト代、補講料、実習費等）

ただし、10 万円を上限とします

◆申請に必要な書類◆

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①修了証明書 | ②就労を証明するもの（申請書に押印でも可） |
| ③年齢を証明するもの | ④研修指定事業者発行の領収書（原本） |

注意 ・申請書・請求書等の印はシャチハタ不可。

・3 万円以上の領収書には収入印紙の貼付が必要。

◆国や東京都による類似の助成を受けた方は対象となりません

◆問い合わせ・申し込み先◆

世田谷区福祉人材育成・研修センター

